

09436P-00

2021

年度版

TAC行政書士講座



行政書士 肢別問題集@

みんなが欲しかった！



一問一答式で
法令科目を攻略！

肢ごとに重要度・
復習ポイントを掲載



問題文の着目ポイント
が一目瞭然！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

「過去問の重要性」。これは試験と名のつくあらゆるものにおいて語られることであり、過去問を完全に習得していくことは試験対策の黄金律といつてもいいでしょう。そして、それは当然ながら行政書士試験にもいえることです。

しかしながら、完全に習得するまで過去問を1問ずつ解く作業を繰り返し行なうことは、行政書士試験の過去問数からいっても容易ではありません。本書では、過去問の肢を重要度によってランク付けし、体系的に並べ替えるとともに、内容が重複している肢や法改正によって不要となった肢の削除や変更を行っています。本書を繰り返すことで、無駄を省きつつ、重要度を考慮した効率的な過去問学習が可能となるはずです。

近年の難化傾向、試験制度の変更を考えると、「過去問をやってもあまり意味がないのではないか」と思われてしまう方もいるかもしれません。確かに、過去問だけで合格できる試験ではなくなってきています。しかしそれは、過去問をやらなくていいということでは決してありません。これまで以上の知識が要求される試験になってきているからこそ、初学者のみならず、既習者にも本書を利用してより効率的な過去問学習をしていただきたいと思います。

受験生の皆様の行政書士試験合格をお祈り申し上げるとともに、本書がその一助となることを切に願ってやみません。

なお、本書は、2020年12月現在の法令に基づき作成しています。

2021年1月
TAC行政書士講座

本書の特長と利用方法

1 一問一答式です

左ページの問題文（＝肢）が、「正しいか誤りか」を判断することのみに集中し、リズムよく学習を進めることができます。

2 問題文に下線あり

下線部は、「○か×かを判断するための力ギとなる語句」または「この肢を理解・記憶するためのポイントとなる重要語句」です。

肢の文章全体を覚えるのでは、覚える量が膨大になってしまいます。キーワードとなる言葉に注目していくことで、効率的に肢を学習していくことが可能となります。

本書を繰り返すことによって、単に肢を覚えるだけの学習ではなく、違った問われ方に対しても対応できるような応用力も養っていってください。

問題05 プライバシー権

- 地方公共団体が、弁護士会からの弁護士法の規定による前科照会に応じ、前科等のすべてを報告することは、前科等をみだりに公開されないという個人の法律上の利益を害し、違法となることがある。

問題05 A

3 ×の肢について

「どこがダメなのか」「どうなれば○なのか」を、解説の冒頭に明示しております。

たとえば、「できない」→できる

とある場合、問題文中の「できない」という語句がダメで、これを「できる」に置き換えると正しい肢になる、という具合です。

正しい内容を理解しつつ、はっきりとした根拠をもって「肢を切る」、この訓練を繰り返すことにより、ぜひ本試験にも自信をもって臨めるようになってください。

ただ、問題の性質上、語句を置き換えると日本語として成立しにくいものもあります。そのような問題については、「意味合い」として置き換えるものとご理解ください。

解答01 「外国人にも保障される」→「外国人には保障されない」
理解解説 日本国憲法が保障する人権は、「その権利の性質上、日本国民を対象としているものを除き」、外国人にも保障される（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）。

4 ○の肢について

できるだけシンプルにすることを心がけました。問題文をそのまま覚えておけばよいので、原則として簡潔に結論のみを解説してあります。だからこそ一問一答ならではのリズムを維持することができるのです。

もし万が一、内容が「わからない」「知らない」という肢があった場合には、テキスト・参考書に戻って、該当論点を再チェックしてください。どこがわからなかったか、どこを覚えていなかったか、明確にすることができます。もう忘れませんね。

解答02 憲法改正には限界があるとするのが通説
覚える たとえば、基本的人権の保障や国民主権などは憲法改正手続きによっても改正できないと考える憲法改正限界説が通説である。

5 覚える 理解 ひっかけ 比較 について

すべての問題を、4つに分類してそれぞれアイコンで示しました。

覚える …○の肢であれば問題文それ自体を、×の肢であれば解説文それ自体を、知識として覚えておきましょう。

理解  …重要な論点なので、なぜそうなるのか、その理由を理解しておきましょう。

ひっかけ …一読しただけでは気づきにくいワナが仕掛けられています。ひっかからないように気をつけましょう。

比較  …似たようなほかの制度との比較をしながら、その違いを中心に理解して覚えておきましょう。

6 赤シートについて

問題文の下線、解答解説の○×、そして、×の肢についての間違えている箇所および正解、○の肢の簡潔な結論を、付属の赤シートで隠して学習できるので、問題演習および暗記に役立ちます。

第2章 人 権

① 人権享有主体

問題01 外国人の人権

□□ 日本国憲法が国民に保障する自由及び権利のすべては、日本国に居住する外国人にも保障される。

問題02 外国人の人権

□□ わが国に在留する外国人には、わが国の政治的意意思決定に影響を及ぼすような政治活動の自由についてまで保障されているわけではない。

問題03 外国人の人権

□□ 外国人は、在留の権利ないし引き続ざる在留することを要する権利を憲法上保障されている。

問題04 外国人の人権

□□ 外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されはない。法22条1項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航のしていると解されるため、日本に在留する外国人が一時的のために出向し再入国する自由も認められる。

<div style="position: absolute; top: 0; left: 0; width

CONTENTS

第 1 編 憲 法

| | |
|-----------------|----|
| 第 1 章 総 論 | 2 |
| 第 2 章 人 権 | 6 |
| 第 3 章 統 治 | 46 |

第 2 編 民 法

| | |
|-------------------|-----|
| 第 1 章 総 則 | 86 |
| 第 2 章 物 権 | 134 |
| 第 3 章 債 権 | 174 |
| 第 4 章 親族・相続 | 262 |

第 3 編 行政法

| | |
|-------------------------|-----|
| 第 1 章 行政法の一般的な法理論 | 290 |
| 第 2 章 行政手続法 | 356 |
| 第 3 章 行政不服審査法 | 406 |
| 第 4 章 行政事件訴訟法 | 464 |
| 第 5 章 国家賠償・損失補償 | 506 |
| 第 6 章 地方自治法 | 530 |

第 4 編 商 法

| | |
|-----------------|-----|
| 第 1 章 商 法 | 620 |
| 第 2 章 会社法 | 642 |

第 5 編 基礎法学

| | |
|------------------|-----|
| 第 1 章 法 学 | 704 |
| 第 2 章 裁判制度 | 726 |

シリーズ紹介と活用法

入門書

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



1 行政書士 合格へのはじめの一歩



- ・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあれば、でも、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。



5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

|||||

第 1 編

憲 法



① 憲法の特質

問題01 最高法規

重要度B

- 憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法より強い効力を有する。

問題02 憲法尊重擁護義務

重要度B

- 憲法は、公権力担当者を拘束する規範であると同時に、主権者が自らを拘束する規範でもある。日本国憲法においても、公務員のみならず国民もまた、憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている。

② 憲法改正

問題01 憲法改正

重要度A

- 両議院の議事は、憲法に特別の定めのある場合を除いて、出席議員の過半数で決するが、懲罰によって議員を除名する場合、法律案について衆議院で再可決する場合及び憲法改正を発議する場合は、いずれも出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

解答01 × 「有する」→有しない

 日本国憲法は、国の最高法規であることが、憲法98条1項に規定されており、国法秩序において最も強い形式的効力をもっている。判例（最大判昭34.12.16）は、砂川事件において、国際協調主義をとっていることを述べているが、条約に対する違憲審査も認められうることを示しており、また通説も、条約は憲法より強い効力を有しないと解している。

解答02 × 「あると同時に、主権者が自らを拘束する規範でもある」
→あって、主権者が自らを拘束する規範ではない
「のみならず国民もまた、～規定されている」
→のみであり、国民には～規定されていない

 憲法は、国家権力を制限し、国民の権利や自由を守るための法であるから、主権者が自らを拘束する規範ではない。日本国憲法では、99条において「天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と定め、公務員に対し憲法尊重擁護義務を課しており、国民には課していない。

解答01 × 「憲法改正を発議する場合」→削除

 憲法改正の発議には、各議院の「総議員」の3分の2以上の賛成が必要である（憲法96条1項）。

問題02 憲法改正重要度**B**

- 日本国憲法の改正について両議院の意見が一致しない場合には、衆議院の議決が国会の発議となる。

問題03 憲法改正重要度**B**

- 日本国憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票においてその3分の2以上の賛成が必要である。

問題04 憲法改正重要度**C**

- 日本国憲法の改正について国民の承認を経たときは、内閣総理大臣は、直ちにこれを公布する。

問題05 憲法改正重要度**B**

- 通常の法律より改正手続が困難な憲法を硬性憲法、法律と同等の手続で改正できる憲法を軟性憲法という。ドイツやフランスの場合のように頻繁に改正される憲法は、法律より改正が困難であっても軟性憲法に分類される。

問題06 憲法改正重要度**C**

- 憲法改正には限界があり、この憲法が保障する基本的人権を憲法改正手続によって削除することは、論理的に許されないとするのが、通説である。

解答02 × 「衆議院の議決が国会の発議となる」

→このような規定はない

(覚える) 憲法改正については、衆議院の優越はない。

解答03 × 「3分の2以上」→過半数

(ひっかけ) 国民の承認を得るには、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成が必要である（憲法96条1項）。

解答04 × 「内閣總理大臣」→天皇

(覚える) 「天皇」は、国民の名で、直ちにこれを公布する（憲法96条2項）。

解答05 × 「改正が困難であっても軟性憲法」

→改正が困難であるため硬性憲法

(ひっかけ) 硬性憲法と軟性憲法の説明については正しい。ドイツやフランスは、頻繁に憲法が改正されているが、その改正にあたり、通常の法律の立法手続よりも厳格な手続を必要としており、硬性憲法に分類される。

解答06 ○ 憲法改正には限界があるとするのが通説

(覚える) たとえば、基本的人権の保障や国民主権などは憲法改正手続によっても改正できないと考える憲法改正限界説が通説である。

① 人権享有主体

問題01 外国人の人権

重要度A

- 日本国憲法が国民に保障する自由及び権利のすべては、日本国に居住する外国人にも保障される。

問題02 外国人の人権

重要度A

- わが国に在留する外国人には、わが国の政治的意思決定に影響を及ぼすような政治活動の自由についてまで保障されているわけではない。

問題03 外国人の人権

重要度B

- 外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求し得る権利を憲法上保障されている。

問題04 外国人の人権

重要度C

- 外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されてはいないが、憲法22条1項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航の自由も保障していると解されるため、日本に在留する外国人が一時的に海外旅行のため出国し再入国する自由も認められる。

解答01 × 「外国人にも保障される」→外国人には保障されない

 日本国憲法が保障する人権は、「その権利の性質上、日本国民を対象としているものを除き」、外国人にも保障される（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）。

解答02 ○ 外国人には、わが国の政治的・思想決定に影響を及ぼすような政治的活動の自由は保障されていない

 外国人の政治的活動の自由は、「わが国の政治的・思想決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き」、保障される（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）。

解答03 × 「保障されている」→保障されていない

 外国人には、在留の権利、入国・再入国の自由は全く保障されていないとするのが判例である。

解答04 × 「認められる」→認められない

 外国人には、再入国の自由も保障されないとするが判例（森川キャサリーン事件：最判平4.11.16）である。

問題05 外国人の人権

重要度A

- 普通地方公共団体は、条例等の定めるところによりその職員に在留外国人を採用することを認められているが、この際に、その待遇について合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることは許される。

問題06 法人の人権

重要度A

- 憲法の定める国民の権利及び義務の各条項は、自然人たる国民のみに適用されるものであり、法人たる会社は、政治的行為をなす自由を有しない。

問題07 法人の人権

重要度B

- 税理士会が政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、原則として、税理士会の目的の範囲外の行為であり、無効といわざるを得ない。

問題08 公務員の人権

重要度A

- 地方公務員の政治的行為を制限する法律は、民主的政治過程を支える政治的表現の自由の侵害であるから、違憲である。

解答05 ○ 東京都管理職昇任試験事件の判例と同旨

なお、外国人には公務員に就任する権利（公務就任権）は保障されないとするのが判例（最大判平17.1.26）である。

**解答06 × 「適用されるものであり」→適用されるものではなく
「自由を有しない」→自由を有する**

法人にもその権利の性質上可能な限り、人権が保障される。そして、法人たる会社にも、政治的行為をなす自由は保障されるとするのが判例である（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24）。

**解答07 ○ 税理士会には、政治献金の自由は認められず、その行為
は無効**

営利法人である会社には、政治献金の自由が保障されるが（八幡製鉄事件）、税理士会という公的な性質をもつ強制加入団体には、政治献金の自由が保障されず、法人の目的外の行為として、その行為は無効と判断される（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）。

解答08 × 「違憲である」→違憲とはいえない

公務員の政治的中立性を理由に、公務員の争議行為を一律に禁止することも憲法21条に違反しないとするのが判例である（猿払事件：最大判昭49.11.6）。

問題09 公務員の人権

重要度 B

- 国家公務員法102条1項および人事院規則による公務員に対する政治的行為の禁止が、憲法上許容されるか否かを判断するにあたっては、禁止の目的、この目的と禁止される政治的行為との合理的関連性、政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の三点から検討することが、必要である。

問題10 在監者的人権

重要度 B

- 一定の制約の下に、未決拘留で監獄に拘禁されている者に対して新聞等の閲読の自由を制限することは認められる。

問題11 在監者的人権

重要度 B

- 刑務所に未決拘留により拘禁されている者であっても、幸福を追求する権利を有しており、喫煙を禁止することはできない。

問題12 在監者的人権

重要度 C

- 喫煙の自由は、基本的人権に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。

問題13 天皇の人権

重要度 C

- 憲法上の象徴としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇については当然に民事裁判権が及ぶ。

解答09 ○ 猿払事件の判例と同旨

この猿払事件（最大判昭49.11.6）における合憲性判定基準のことを「合理的関連性の基準」と呼んでいる。

解答10 ○ 未決拘留者などの在監者に対して新聞等の閲読を制限することも許される

制限が許されるためには、閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性の存在が必要である（よど号新聞記事抹消事件：最大判昭58.6.22）。

解答11 × 「できない」→できる

未決拘留者も基本的人権の享有主体であるから、憲法13条の保障する幸福追求権を有するが、喫煙を禁止することは可能である（禁煙処分事件：最大判昭45.9.16）。

解答12 ○ 禁煙処分事件（最大判昭45.9.16）の判例と同旨

なお、喫煙の自由は、基本的人権に含まれると断言したわけでもないので注意。

解答13 × 「当然に民事裁判権が及ぶ」→民事裁判権は及ばない

判例（最判平元.11.20）は、天皇は日本国の大統領であり日本国民統合の大統領であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばないものと解するのが相当とし、その訴状を却下すべきとした。

〈執筆者紹介〉



大塚泰代（TAC 行政書士講座専任講師）
憲法・行政法（行政手続法・地方自治法）・
商法・基礎法学担当



佐藤リサ（TAC 行政書士講座専任講師）
民法・行政法（行政手続法・
地方自治法以外）担当

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2021年度版 みんなが欲しかった！行政書士の肢別問題集

発行日 2021年2月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09436P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。